

犯罪被害者等基本計画（抄）

（平成17年12月）

重点課題に係る具体的施策

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1．刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

(9) 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施

法務省において、平成12年の少年法等の一部を改正する法律（平成12年法律第142号）附則第3条により、同法施行後5年を経過した場合に行う検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する。